

平 成 3 1 年

岩見沢市議会第1回定例会提案理由説明書

報告第 1 号

専決処分した事件の承認について（和解及び損害賠償の額の決定）

公用車事故による和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告し、承認を得ようとするものであります。

議案第 1 号

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

消費税法及び地方消費税法の一部改正による消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、課税対象となる公の施設の使用料及び手数料等に適正に転嫁するため、当該使用料等の改定を行おうとするものであります。

議案第 2 号

岩見沢市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

岩見沢市特別職報酬等審議会の所掌事項に、常勤の監査委員及び教育長の給料の額を定める条例に関する事項を追加しようとするものであります。

議案第 3 号

岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給料月額を改定を行うとともに、常勤の監査委員及び教育長の給料月額を条例で定めようとするものであります。

議案第 4 号

岩見沢市手数料条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、建築物に係る手数料の新設を行うとともに、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、農業委員会が所掌する嘱託登記手数料の改定を行おうとするものであります。

議案第 5 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 6 号

岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

消費税率等の引上げに合わせて低所得者に対する介護保険料の軽減が拡充されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 7 号

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

土地改良法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第 8 号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について

特別徴収金の徴収に関する規定を追加するほか、土地改良法施行令等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 9 号

札幌市及び岩見沢市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するため、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を札幌市と締結しようとするものであります。

議案第 10 号

新市建設計画の変更について

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を発行することができる期間が延長されたことに伴い、空知中央地域合併協議会が作成した新市建設計画の計画期間及び財政計画等を変更しようとするものであります。

議案第 11 号

議決の変更について（豊正地区自治会館等の指定管理者の指定について）

北村遊水地事業に伴う移転・改築後の豊里地区自治会館及び中央地区自治会館の供用を開始することを受け、両館及び他の自治会館の一体的な管理を行わせるため、指定管理者として、北村地区町会連絡協議会を指定しようとするものであります。

議案第 1 2 号

平成 3 1 年度岩見沢市一般会計予算について

歳出におきまして、人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、物件費、補助費等、その他特別会計への繰出金、金融助成貸付金等に係る経費として、

歳出合計 502 億円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
一般財源として、

市税、地方譲与税、地方交付税、繰入金、市債等

272 億 71,314 千円を、

特定財源として、

国・道支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等

229 億 28,686 千円を

見込み、歳入合計 502 億円を

予定いたしまして、収支の均衡を図った次第であります。

次に、継続費につきましては、

市庁舎建設事業に 87 億円を、

債務負担行為につきましては、

合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 9 事項に

24 億 42,453 千円を、

地方債の限度額につきましては、

防災拠点施設整備事業費のほか 23 事業に

58 億 39,100 千円を、

一時借入金の最高額につきましては、

130 億円を

予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員手当等及び共済費を予定いたしました。

議案第 13 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について

歳出におきまして、

保険給付費、国民健康保険事業費納付金、平成 30 年度に
対する繰上充用金等として、

歳出合計 92 億 52,238 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

国民健康保険料、道支出金、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 92 億 52,238 千円を

予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、

2 億円を

予定いたしました。

議案第 1 4 号

平成 3 1 年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について

歳出におきまして、
宅地分譲費、公債費及び平成 30 年度に対する繰上充用金として、

歳出合計 1 億 31,905 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料及び一般会計繰入金を見込み、
歳入合計 1 億 31,905 千円を
予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、
1 億 20,000 千円を
予定いたしました。

議案第 15 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について

歳出におきまして、

施設管理経費等及び公債費として、

歳出合計 41,964 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

市場収入、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 41,964 千円を

予定いたしました。

議案第 16 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について

歳出におきまして、
学校管理経費等及び公債費として、
歳出合計 5 億 92,303 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 5 億 92,303 千円を
予定いたしました。

議案第 17 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について

歳出におきまして、

用地分譲費、公債費及び平成 30 年度に対する繰上充用金として、

歳出合計 27,519 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

土地売却代金及び貸地料を見込み、

歳入合計 27,519 千円を

予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、

15,000 千円を

予定いたしました。

議案第 18 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計農業集落排水事業費予算について

歳出におきまして、
施設管理経費等及び公債費として、
歳出合計 2 億 31,877 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 2 億 31,877 千円を
予定いたしました。

また、債務負担行為につきましては、
処理場施設管理業務委託及び管渠管理業務委託に
84,868 千円を、

地方債の限度額につきましては、
農業集落排水事業債に
65,400 千円を

予定いたしました。

議案第 19 号

平成 31 年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について

保険事業勘定として、歳出におきまして、
保険給付費、地域支援事業費、事務費等に係る経費として、
歳出合計 91 億 14,769 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
介護保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 91 億 14,769 千円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

介護サービス事業勘定として、歳出におきまして、
サービス事業費等に係る経費として、
歳出合計 18,124 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
サービス収入等を見込み、
歳入合計 18,124 千円を
予定いたしました。

議案第20号

平成31年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について

歳出におきまして、

後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金、事務費等に係る経費として、

歳出合計 13億61,301千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 13億61,301千円を

予定いたしました。

議案第 2 1 号

平成 3 1 年度岩見沢市病院事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
入院の年間患者数 161,160 人、外来の年間患者数 247,940 人
を予定し、主な建設改良事業として、医療機械器具等整備事
業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、医業収益、医業外収益等

128 億 39,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、職員給与費、診療に要する材料
費及び諸経費、企業債の償還利息等

128 億 39,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、有価証券償還
金等

2 億 63,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

7 億 55,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額 4 億 92,000 千円は、
損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、院舎等警備・管理業務委託
に 69,865 千円を、
企業債の限度額につきましては、医療機械器具等整備事業に
1 億 62,500 千円を
予定し、
議会の議決を経なければ流用することのできない経費として
職員給与費及び交際費で 55 億 40,835 千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、
1 億 89,360 千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、
35 億 1,564 千円を
予定いたしました。

議案第 2 2 号

平成 3 1 年度岩見沢市水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
給水戸数 43,788 戸、年間総配水量 9,079,000 立方メートルを
予定し、主な建設改良事業として、送水管・配水管整備事業
を予定いたしました。

収益的収入におきましては、給水収益、水道加入金等

19 億 14,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等

17 億 47,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、道補助金等

5 億 27,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

14 億 23,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

8 億 96,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、配水場施設等管理業務委託
に 8,580 千円を、
企業債の限度額につきましては、建設改良事業に
4 億 50,000 千円を、
一時借入金の限度額につきましては、5 億円を
予定し、
予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及
び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経
なければ流用することのできない経費として職員給与費で
1 億 67,273 千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、
30,000 千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、
538 千円を
予定いたしました。

議案第 23 号

平成 31 年度岩見沢市下水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、

年間処理水量 11,500,000 立方メートル、水洗化戸数 35,968 戸を予定し、主な建設改良事業として、下水道築造事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、下水道使用料、一般会計負担金等 26 億 76,000 千円を見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等 24 億 93,000 千円を計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等 11 億 43,000 千円を見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等 18 億 45,000 千円を予定し、

収入に対して不足する額 7 億 2,000 千円は、損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、汚泥等搬出処理処分業務等
などに 1億5,100千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業等に

3億66,700千円を、

一時借入金の限度額につきましては、 5億円を

予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

64,591千円を

予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、

3,750千円を

予定いたしました。

議案第 2 4 号

平成 3 0 年度岩見沢市一般会計補正予算について(第 5 号)

歳出におきまして、国の補正予算における防災・減災、国土強靱化のための緊急対策、その他喫緊の課題への対応に関連する 2 事業及びその他の事業全般にわたり、所要額を補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金、市債等を見込み、歳入歳出それぞれ 3,518 千円を減額することといたしました。

繰越明許費につきましては、土木施設関連災害応急対策事業のほか 6 事業について設定することといたしました。

債務負担行為につきましては、市庁舎建設事業のほか 3 事項について変更することといたしました。

地方債につきましては、市庁舎建設事業費のほか 10 事業について変更することといたしました。

議案第 25 号

平成 30 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算
について（第 1 号）

歳出におきまして、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び償還金に係る所要額並びに繰上充用金について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、道支出金及び雑入を見込み、
歳入歳出それぞれ 2 億 67,208 千円を
減額することといたしました。

議案第 26 号

平成 30 年度岩見沢市特別会計高等学校費補正予算につ
いて（第 1 号）

歳出におきまして、学校管理費に係る所要額について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、授業料、国庫支出金、一般会計繰入金及び平成 29 年度繰越金を見込み、
歳入歳出それぞれ 9,135 千円を
減額することといたしました。

議案第 27 号

平成 30 年度岩見沢市特別会計農業集落排水事業費補正
予算について（第 1 号）

債務負担行為につきまして、管渠管理業務委託について変更することといたしました。

議案第 28 号

平成 30 年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算について（第 2 号）

保険事業勘定の歳出におきまして、一般介護予防事業費、基金積立金、償還金、予備費等について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、介護保険料、国庫支出金及び基金繰入金を見込み、

歳入歳出それぞれ 37,250 千円を
減額することといたしました。

議案第 29 号

平成 30 年度岩見沢市病院事業会計補正予算について

(第 1 号)

収益的支出におきまして、総合病院医業費用における賃借料及び手数料並びに栗沢病院医業費用における給食材料費及び燃料費を増額するとともに、総合病院医業費用における給与費並びに栗沢病院医業費用における給与費及び薬品費を減額することといたしました。

また、債務負担行為をすることができる限度額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めることといたしました。

議案第30号

平成30年度岩見沢市下水道事業会計補正予算について
(第2号)

資本的収入におきまして、国の補助事業内示額の減に伴う
企業債、国庫補助金及び他会計補助金の減額を行い、収入の
総額を

20億34,400千円と

いたしました。

一方、資本的支出におきましても、国の補助事業内示額の
減に伴う建設改良費の減額を行い、支出の総額を

28億2,000千円と

いたしました。

このほか、企業債の限度額を改めることといたしました。